

第5章 資料編

第1節 計画策定の経過

日時	会議等	内容等
平成22年3月2日	第1回総合振興計画審議会	辞令交付、会長決定、役割説明等
平成22年3月10日	第1回企画委員会	スケジュール、作業内容説明等
平成22年4月16日	第2回企画委員会	目標将来像、政策検討ほか
平成22年4月21日	第1回調整委員会	スケジュール、目標将来像、政策検討ほか
平成22年4月26日	第3回企画委員会	基本計画の進め方、演習ほか
平成22年4月27日	第2回調整委員会	基本計画の進め方、演習ほか
平成22年5月6日	第3回調整委員会	施策の組立て目的設定
平成22年5月31日	第4回調整委員会	政策の対象と意図、施策の組立て承認 施策の対象と意図から成果指標測定方法承認
平成22年6月15日 ～平成22年6月30日	市民意識調査（アンケート）	対象者3000人（有効回答1583件） （施策の成果指標把握のため）
平成22年8月9日	第5回調整委員会	施策原案の協議、決定
平成22年8月16日	第6回調整委員会	施策の成果指標現状把握、市民との役割分担、現状分析
平成22年8月23日 ～平成22年8月31日	施策別部会	施策の成果指標現状把握、市民との役割分担、現状分析
平成22年10月4日 ～平成22年10月5日	第7回調整委員会	施策優先度評価（重点施策の選定）
平成22年10月18日	第8回調整委員会	施策の方針決定と目標設定
平成22年10月18日 ～平成22年12月26日	施策別部会	施策の方針決定と目標設定
平成22年12月17日	第9回調整委員会	施策の方針、目標設定の承認、政策承認
平成22年12月27日 ～平成23年1月25日	パブリックコメントの実施	市内集会施設、各コミュニティ事務局、校区公民館、 両庁舎、ホームページ
平成23年1月14日	第2回総合振興計画審議会	計画案の諮問
平成23年1月27日	第3回総合振興計画審議会	答申

第2節 伊佐市総合振興計画策定審議会

伊佐市総合振興計画審議会条例

平成20年11月1日

条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊佐市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市勢発展のための基本計画及び基本構想について、市長の諮問に応じ、調査、研究及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 女性代表 3人以内
- (3) 農業団体代表者 3人
- (4) 教育委員 1人
- (5) 商工会代表者 1人
- (6) 観光協会代表者 1人
- (7) 福祉団体代表者 1人
- (8) 社会教育団体代表者 3人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

伊佐市総合振興計画審議会委員名簿

区 分	所属団体等	氏 名	備考
学識経験者		若松 修身	会長
女性代表	伊佐市地域女性団体連絡協議会	長山 ミ卫子	会長代理
農業団体代表者	伊佐市認定農業者の会	轟木 孝一	
農業団体代表者	伊佐市肉用牛振興会	壹岐 清次	
農業団体代表者	JA 北さつま県承認伊佐米推進部会	政元 愛人	
教育委員		福元 あけみ	
商工会代表者	伊佐市商工会	岡野 文男	
観光協会代表者	伊佐市観光特産品協会	下小園 充	
福祉団体代表者	伊佐市手をつなぐ育成会	富永 あつ子	
社会教育団体代表者	伊佐文化協会	牧野 好捷	
社会教育団体代表者	伊佐市PTA 連絡協議会	谷下 政一	
社会教育団体代表者	伊佐市子ども会連絡協議会	諏訪 健一	

伊企第797号
平成23年1月14日

伊佐市総合振興計画審議会
会長 若松 修身 殿

伊佐市長 隈元 新

第一次伊佐市総合振興計画（案）について（諮問）

第一次伊佐市総合振興計画（案）を別紙のとおり策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

平成23年1月28日

伊佐市長 隈元 新 殿

伊佐市総合振興計画審議会
会長 若松 修身

第一次伊佐市総合振興計画（案）策定について（答申）

平成23年1月14日付けで諮問のありました標記の件につきまして、審議会で協議を行い、別紙のとおりまとめましたので答申します。

答申

当審議会は、平成23年1月14日に「第1次伊佐市総合振興計画」における基本構想（案）並びに前期基本計画（案）について諮問を受け、審議を行いました。

諮問された計画案は、合併後初めて策定されるものであり、合併後に策定された「新市まちづくり計画」を踏襲した新たなまちづくりの指針として概ね妥当であることを認めます。

また計画策定にあたっては、市民との協働によるスリムで効率的な行財政運営を図るために、行政評価の手法も取り入れられており、評価に値するものと考えます。

最後に各委員から今後のまちづくりについて、諸般にわたる意見・要望がありましたので、下記のとおり付記します。審議会において出された意見、提案等を十分に活用していただき、計画の着実な実現に向けて努力されることを望みます。

政策1 「市民誰もが活躍できる自治づくり」について

- ・コミュニティ協議会については、地域のあらゆる団体等の連携を図りながら、積極的な活動を図られたい。

政策2 「伊佐の特性を活かす地域産業づくり」について

- ・農畜産業については、生産の集約化やブランド化など収益性の高い農畜産物の生産販売体制の構築を図られたい。
- ・耕作放棄地について、その解消に努められたい。
- ・観光については、地域資源やイベント等を活用しながら集客の増加を図り、収益性の上がる事業展開を図られたい。

政策3 「自然と調和した快適な生活空間づくり」について

- ・山間部で生活される高齢者の方が市の中心部に住み替えをしていただけるような取組みを図られたい。
- ・道路整備や橋梁整備などの公共工事については、将来の必要性などを考慮した事業の実施を図られたい。
- ・市街地の下水道や合併浄化槽の整備を図られたい。
- ・子どもたちを育てるための遊び場や集まる場の確保を検討されたい。
- ・独居高齢者の方が集団生活できるような場の構築を検討されたい。

政策4 「ともに支えあう明るく元気な人づくり」について

- ・発達障がいやコミュニケーション不足の子どもに対する支援の充実を図られたい。
- ・障がい者の社会参画のための雇用の場の拡充や住まいづくりについて検討されたい。
- ・有償ボランティア制度などの構築を検討されたい。

政策5 「地域と学び未来に活かす人づくり」について

- ・伊佐市に必要な人材、伊佐市に残ってもらえるような人材の育成のために学校や企業と連携した取組みを検討されたい。
- ・学校施設については、空き教室などを利用した障がい児教育の場の提供や高齢者のための一部開放について検討されたい。
- ・伊佐市にゆかりのある価値ある作品などの収集・展示や活用を検討されたい。

第3節 市民意識調査

I. 調査の概要

本市では、「新市まちづくり計画」で掲げたまちの目標将来像「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷（さと）」の実現に向けて行政運営に取り組んできました。現在、この「新市まちづくり計画」を基本としながら、行政評価の仕組みを取り入れた、今後10年間の方針となる「伊佐市総合振興計画」の策定を進めており、統計資料等から取得できない数値を市民の方々の意識やニーズ、生活の実態や問題意識などを明確に把握し、総合計画の各施策の目標に対してどの程度達成できたかを分析し、その結果を行政経営に反映させるために、以下の要領で市民意識調査を実施しました。

(1) 実施期間

平成22年6月15日（火）～6月30日（水）

(2) 調査対象者

市内に住民登録されている18歳以上の人から、無作為に3,000人を抽出しました。

（平成22年6月1日現在、伊佐市住民基本台帳登録者から3,000人の無作為抽出）

(3) 調査票の配布・回収の方法及び回収結果

調査票の配布は、自治会ごとの配布（自治会加入者）、郵送（自治会未加入者）及び持参（施設入所者）により行い、回収については、返信用封筒を同封の上、郵送法にて行いました。その結果、有効回収数は1583件、有効回収率は52.8%となっています。

(4) 調査項目

1. 市民だれもが活躍できる自治づくり

人権侵害の状況や学習会・講演会等への参加度合、行政情報の提供や自分の意見が行政へ伝わっているかの満足度、広報誌やホームページなどの閲覧状況等について

2. 伊佐の特性を活かす地域産業づくり

地産地消に対する認識について

3. 自然と調和した快適な生活環境づくり

伊佐市の生活基盤の充実度、道路の移動のしやすさ、日常生活の移動手段、災害・防犯に対する備え、犯罪に対する不安、自然環境・生活環境の保全度、ごみの減量・自然環境保護への取組み等について

4. とともに支えあう明るく元気な人づくり

日頃の健康管理、医療に対する不安、出産・子育て環境に対する評価、高齢者の生きがいや生活への不安、地域福祉ボランティアの参加や充実度等について

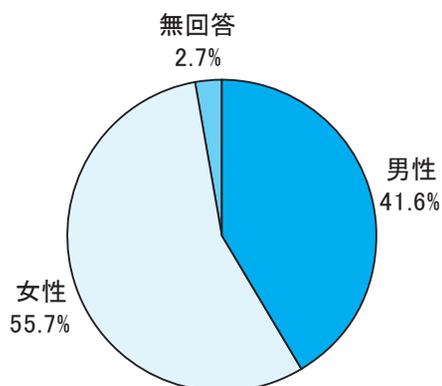
5. 地域と学び未来に生かす人づくり

青少年のマナー・健全育成環境への評価、伝統文化・芸術・スポーツ・学習への取組み等について

II. 回答者の属性

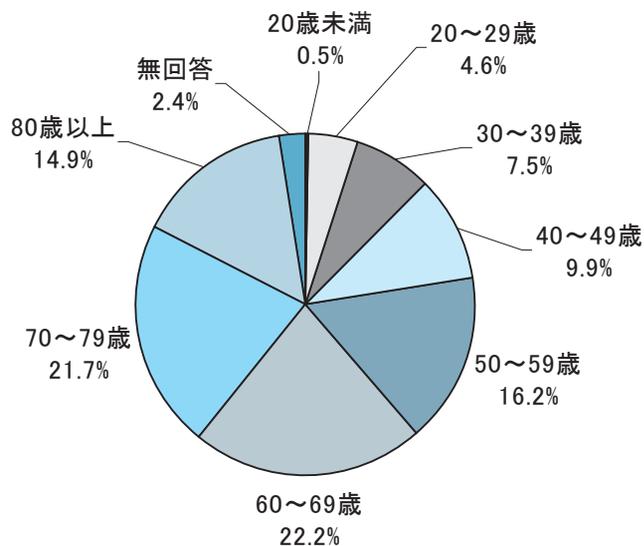
あなたの性別について

	人数	構成比
(1) 男性	659	41.6%
(2) 女性	882	55.7%
無回答	42	2.7%
計	1583	100.0%



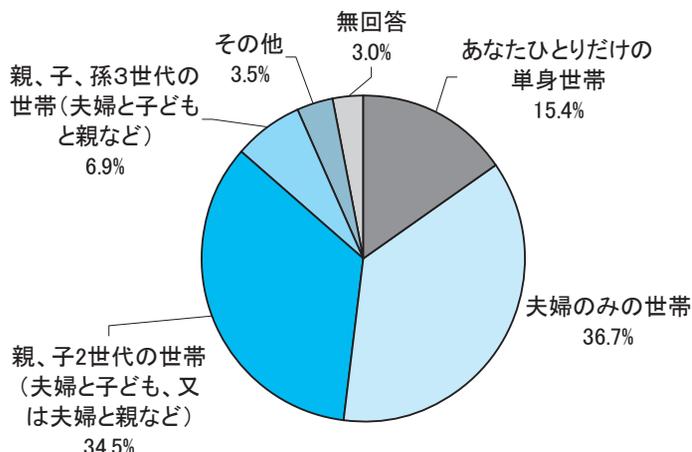
あなたの年齢について

	人数	構成比
(1) 20歳未満	8	0.5%
(2) 20～29歳	73	4.6%
(3) 30～39歳	119	7.5%
(4) 40～49歳	157	9.9%
(5) 50～59歳	257	16.2%
(6) 60～69歳	351	22.2%
(7) 70～79歳	344	21.7%
(8) 80歳以上	236	14.9%
無回答	38	2.4%
計	1583	100.0%



あなたの家族構成について

	人数	構成比
(1) あなたひとりだけの単身世帯	243	15.4%
(2) 夫婦のみの世帯	581	36.7%
(3) 親、子2世代の世帯（夫婦と子ども、又は夫婦と親など）	546	34.5%
(4) 親、子、孫3世代の世帯（夫婦と子どもと親など）	109	6.9%
(5) その他	56	3.5%
無回答	48	3.0%
計	1583	100.0%

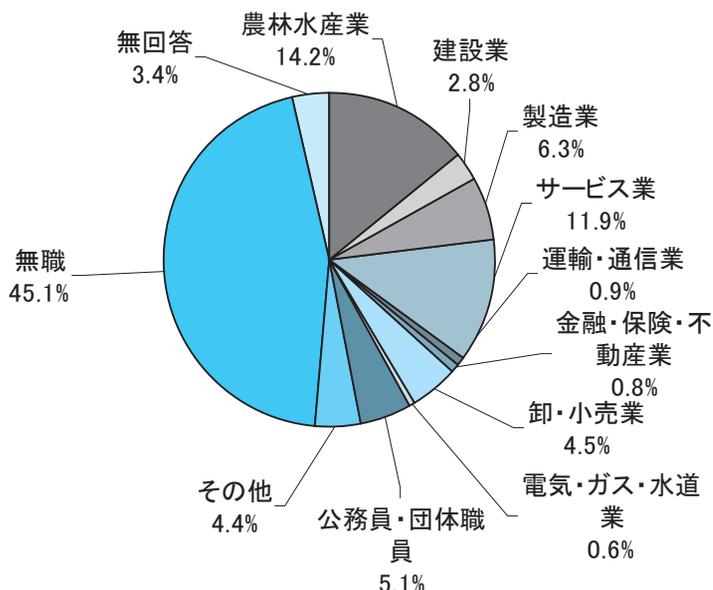


《その他の回答の内訳》

夫婦、兄弟の混合世帯／義母、義弟、妻、本人／弟夫婦、子ども2人／夫婦と夫の妹／親子、姪子の世帯／夫婦と妹／姉妹／単身赴任中／祖父母と孫の2世代世帯／親、子、孫、ひ孫の4世代

あなたの職業について

	人数	構成比
(1) 農林水産業	225	14.2%
(2) 建設業	45	2.8%
(3) 製造業	100	6.3%
(4) サービス業	188	11.9%
(5) 運輸・通信業	14	0.9%
(6) 金融・保険・不動産業	12	0.8%
(7) 卸・小売業	72	4.5%
(8) 電気・ガス・水道業	10	0.6%
(9) 公務員・団体職員	80	5.1%
(10) その他	69	4.4%
(11) 無職	714	45.1%
無回答	54	3.4%
計	1583	100.0%

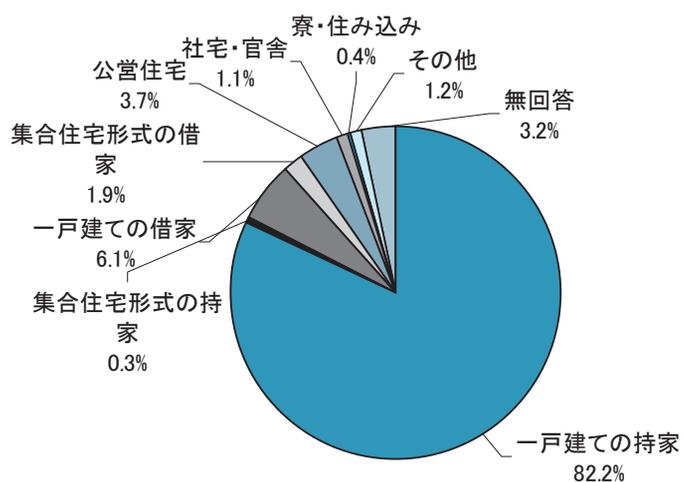


《その他の回答の内訳》

パート／期間社員／会社役員／縫製工／専門学校生／学生／僧侶／宗教家／精米業／家庭教師及び家事手伝い／理事職／学校事務／大島紬織工

あなたのお住まいの形態について

	人数	構成比
(1) 一戸建ての持家	1302	82.2%
(2) 集合住宅形式の持家	4	0.3%
(3) 一戸建ての借家	97	6.1%
(4) 集合住宅形式の借家	30	1.9%
(5) 公営住宅	58	3.7%
(6) 社宅・官舎	17	1.1%
(7) 寮・住み込み	6	0.4%
(8) その他	19	1.2%
無回答	50	3.2%
計	1583	100.0%



《その他の回答の内訳》

病院入院中/老人施設/福祉施設/ケアハウス

現在お住まいになっている校区について

	人数	構成比
(1) 大口校区	417	26.3%
(2) 大口東校区	105	6.6%
(3) 牛尾校区	72	4.5%
(4) 山野校区	177	11.2%
(5) 山野西校区	6	0.4%
(6) 平出水校区	37	2.3%
(7) 羽月校区	192	12.1%
(8) 羽月西校区	49	3.1%
(9) 羽月北校区	8	0.5%
(10) 曾木鉦校区	52	3.3%
(11) 針持校区	37	2.3%
(12) 田中校区	109	6.9%
(13) 菱刈校区	129	8.1%
(14) 湯之尾校区	48	3.0%
(15) 本城校区	89	5.6%
(16) 南永校区	6	0.4%
無回答	50	3.2%
計	1583	100.0%

